

平成 30 年度省エネ家電買い替え事業補助金 よくある質問

Q 1 新居への引っ越しを機に、冷蔵庫を買い替えました。補助対象になりますか。

A 1 対象になります。

補助対象者は、平成 30 年 6 月 1 日以降に、自らが居住する兵庫県内の住宅で使用している家庭用冷蔵庫をリサイクル処分し、さらに買い替えた冷蔵庫も同住宅（＝自らが居住する兵庫県内の住宅）に設置する者です（要綱 2 条 1 項 2 号参照）。

※ 旧住宅で冷蔵庫を処分し、新住宅に買い替えた冷蔵庫を設置する場合、引っ越し前の住所も確認できる住民票等の添付が必要です。